

平成 24 年 1 月 16 日

ご関係者のみなさまへ

一般財団法人 長野県建築住宅センター
理事長 北村 誠悟

弊法人の松本事務所における建築物等の確認検査業務に関する
業務停止命令等について (お詫び)

平素は格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

今般弊法人は、確認済証の交付日から 15 年間の保存義務がある確認検査の業務に関する書類のうち、松本事務所（松本市大字島立 988-1）の業務区域における書類について、平成 15 年度の旧南安曇郡分を誤って廃棄したことを理由として、平成 24 年 1 月 16 日付けで長野県知事から建築基準法第 77 条の 35 第 2 項の規定による松本事務所の業務区域における確認検査の業務停止命令及び建築基準法第 77 条の 30 第 1 項の規定による確認検査の業務に関する監督命令の処分を受けることとなりました。

1 処分内容について

(1) 業務停止命令【松本事務所の業務区域（松本市及び安曇野市分）に限る】

ア 業務停止期間

平成 24 年 1 月 27 日（金）から平成 24 年 2 月 26 日（日）までの 1 ヶ月間

イ 業務停止期間中に行うことができない行為

- ① 確認検査（確認、完了検査、中間検査）に係る契約を新たに締結する行為
- ② 既に締結した契約の変更により確認検査の業務を追加する行為
- ③ 業務の停止期間満了後に上記行為を実施するための見積り、交渉等の行為

(2) 監督命令

- ① 法令遵守を法人内に徹底するための業務改善計画書を提出すること。
- ② 今後 1 年間当該計画の実施状況について、監視委員会等の審議を経て四半期ごとに長野県知事に報告すること。

弊法人といたしましては、大変厳しい処分であり真摯に受け止めております。

ご関係者の皆様には多大なご迷惑とご不便をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。なお、今回の場合は紛失ではなく、廃棄（焼却）処分としておりますので、個人情報情報の漏えいリスクは一切ございませんので、念のため申し添えます。

今後は職員一丸となって、建築基準法の遵守を徹底するとともに再発防止並びに信頼回復に取り組んでまいりますので、今後とも変わらぬお引き立てを何とぞお願い申し上げます。

2 松本事務所の業務停止期間中の業務について

業務停止期間中の松本事務所において行っている業務、行うことができない業務は下表のとおりです。

松本事務所で行っている業務	松本事務所の業務区域に限って行うことができない業務
① 業務停止期間以前（平成 24 年 1 月 26 日まで）に引き受けた確認検査業務（確認、完了検査、中間検査） ② 住宅瑕疵担保保険現場検査業務 ③ 復興支援・住宅エコポイント対象住宅証明書発行及びポイント申請受付業務 ④ その他右記記載以外の業務	① 確認検査（確認、完了検査、中間検査）に係る新たな契約の締結 ② 既に締結した契約の変更により追加する確認検査業務 ③ 業務の停止期間満了後に上記①、②の業務を実施するための見積り、交渉等 ※計画変更確認申請について 業務停止期間中において、業務停止期間以前（平成 24 年 1 月 26 日まで）に確認済証を交付した物件で、計画変更確認が必要となった場合、計画変更確認申請を引き受けることが出来ませんので、よろしく申し上げます。

【フラット 35 の適合証明業務について】

今回の処分に関連して、独立行政法人住宅金融支援機構から、業務停止期間中の松本事務所の業務区域において、設計検査等に係る契約を新たに締結する行為をしてはならない等の措置を受ける場合があります。

措置がされた場合には、ご関係者の皆様に重ねてご迷惑をおかけすることとなり、改めてお詫び申し上げますとともに、その詳細について、幣法人のホームページでお知らせいたします。

3 松本事務所の業務停止期間中における他事務所の業務について

事務局（本所）、須坂、長野中央、長野南及び上田事務所の業務は、通常どおり行っておりますので、ご利用をお願いいたします。

4 お問合わせ先（土日祝日を除く 8:30～17:15）

(1) 事務局（本所） 〒388-8006 長野市篠ノ井御幣川 306 番 1

電話 026-290-5070 FAX 026-290-5080 E-mail nihonsho@n-jutaku.or.jp

(2) 松本事務所 〒390-0852 松本市大字島立 988-1

電話 0263-40-3733 FAX 0263-40-3734